



## IoT 関連製品およびサービスに関する 1NCE K.K.の一般利用規約 (2026年1月時点のバージョン)

### 1. 適用範囲/契約構成

- 1.1 以下の一般取引条件 (General Terms and Conditions、以下「GTC」といいます) は、東京都港区六本木3-6-9に所在する1NCE株式会社（以下「1NCE」といいます）とお客様（以下「お客様」といいます）の間で締結される、モノのインターネット（IoT）に関連する製品および/またはサービスの提供に関するすべての契約に適用されるものとします（段落の記載がない限り、以下、各製品またはサービスを「サービス」といい、これらを総称して「サービス群」といいます）。
- 1.2 1NCEによる本サービスの提供は、本GTCを適用のうえ、専らこれに従って行われるものとします。お客様の利用規約が本GTCに抵触し、これと異なり、またはこれを補完するいかなる契約条件の適用も除外されるものとします。
- 1.3 1NCEが提供するサービスは、専ら事業者を対象とし、その事業の遂行に関連して使用されることを目的としています。これには、お客様が自らのエンドユーザーに対してサービスを提供する際に使用する場合も含まれます。1NCEは本サービスを消費者に直接提供することはありません。事業者以外の消費者が本サービスを直接利用することは禁止されています。
- 1.4 当事者間で締結されるサービス提供に関する契約（以下「本契約」といいます）は、以下の契約文書から構成され、これらの間に矛盾が生じた場合には、次の優先順位に従って適用されるものとします。
  - a) 1NCEが特定の種類および数量のサービスを一定の価格でお客様に提供することを約する「注文」。当該注文は、通常、お客様による初回注文申込みおよびこれに続く1NCEによる注文確認に基づいて成立します（本GTCパートA第2.4条を参照してください）。
  - b) 注文されたサービスに適用される「[サービス説明書](#)」
  - c) 本GTCのパートBに個別に定められており、注文されたサービスに適用される「[サービス特約](#)」。
  - d) 本GTCのパートAに定められた一般規定。

さらに、当事者は、相互の合意により、両者の商業関係における一定の基本原則を定める「個別契約」を締結でき、この個別契約がすべての契約に適用されるものとします。当該個別契約の規定は、上記a項からd項に掲げる他の契約文書に優先して適用されるものとします。

### 2. 契約の締結

- 2.1 本サービスの提供に関して1NCEが行う申し出は、拘束力のないものです。当該の申し出には契約締結の拘束力がなく、単に1NCEの申し出に基づくお客様への注文送信依頼を意味します。
  - 2.2 一般的にお客様は、1NCEウェブショップを通じて注文を行います。ただし、1NCEは、個々の事業において、お客様が記入し署名した注文書を1NCEに提出することを許可する権利を留保していますが、お客様は当該の注文を主張する権利はありません。注文により、お客様は、契約締結のための拘束力のある申し込みを提出します。
  - 2.3 お客様は注文に関する真実かつ正確な情報のみを提供することを約束します。特に、お客様は、お客様が指定した請求住所がお客様の適格請求書発行事業者登録番号に登録されている住所に一致していることを必要に応じて確認しなければなりません。更に、お客様は、注文に関連して、1NCEに対し、サービス利用計画に関する真実かつ完全な身元情報および情報を提供することを約束します。
  - 2.4 1NCEは、契約締結の文脈でお客様が虚偽の陳述をした場合、契約の解除や損害賠償請求の主張につながる可能性があることを明確に指摘しています。これは、特に、消費者が事業者を装い本契約を締結しようとする場合に適用されます（本GTCパートA第1.3条を参照してください）。
  - 2.5 契約は、1NCEがお客様の注文の申し込みを注文確認の発行をもって承諾した時点、または遅くとも1NCEが該当する契約上の義務の履行（すなわちIoT SIM の有効化）を開始した時点で成立するものとします。
  - 2.6 本節2に記載された当事者のすべての通知・意思表示については、書面（電子メールを含む）で行うことにより足ります。
- ### 3. 1NCEの履行義務/変更権
- 3.1 本サービスの内容は、適用されるサービス説明書に規定されています。サービス説明書は、本GTCパートA第2.4条およびサービス別特約に従い、契約期間中に変更される場合があります。変更は、通常、変更が施行される少なくとも1か月前に、合理的に実現可能な形でお客様に通知されます。
  - 3.2 1NCEは、自らの技術的に可能な範囲および運用・業務上可能な範囲内で本サービスを提供します。さらなる詳細は、サービス説明書およびサービス特約において定められています。



- 3.3 当事者間で書面（電子メールを含む）により別途合意がない限り、IoT SIMをお客様の配送先に送る際、CIP Incoterms® 2020が適用されるものとします
- 3.4 IoT SIMは、販売としてお客様に提供されます。従って、IoT SIMはお客様に引き渡された時にお客様の所有物となります。1NCEのIoT SIMを無効化またはブロックする権利(a)、またはサービスの継続提供を目的として本GTCの規定に従い、OTA（地上波）によるリモート制御でIoT SIMの指定された設定変更やソフトウェアアップデートのダウンロードおよびインストールを行う権利(b)は、契約期間全体を通じて影響を受けず存続するものとします。危険負担が移転した時点から、お客様は、IoT SIMの偶発的な滅失または偶発的な損傷についてのリスク負います。特に、1NCEが1NCEに起因しない事情で紛失、損傷、または使用不能となつたIoT SIMを交換する義務はありません。すべての割り当ては、提供される特定のIoT SIMの使用にも紐づいています。従って1NCEには、第4条の場合、これ以上使用できない残りの割り当てを他のIoT SIMに移管する義務やそれに伴う他の返済を行う義務はありません。
- 3.5 **保証および責任の免責**お客様による本サービスの利用は、お客様自身の単独の責任において行われるものとします。サービスは、「現状有姿」および「提供可能な状態」で提供され、明示・默示を問わず、いかなる保証も付されません。商品性、特定目的適合性、第三者権利の非侵害に関する默示の保証を含むがこれらに限定されない、明示的、默示的、法定的またはその他のいかなる表明および保証についても、1NCEは、適用法で認められる最大限の範囲で、これらすべての保証を否認します。サービス説明書に定義されたサービスレベルに従い、1NCEは、本サービスの利用が安全であること、適時であること、中断されないこと、エラーがないこと、またはお客様が使用する他のハードウェア、ソフトウェア、システム、データと組み合わせて動作すること、サービスがお客様の要件や期待を満たすこと、提供される製品やサービスがウイルスやその他の有害な成分がないことを表明または保証しません。本サービスは、インターネットおよび無線通信の利用に付随する制限、遅延その他の問題の影響を受ける可能性があります。1NCEは、このような問題に起因する遅延、配送の失敗、その他の損害について、すべての責任を負いません。本サービスが利用される該当する管轄区域において、お客様またはそのエンドユーザーが本GTC第4.3条に定める遵守を確保しなかつたことにより生じた損害または損失について、1NCEはすべての責任を負いません。政府当局からの注文または指示、もしくは裁判所の注文に基づき、1NCEが当該サービスのモバイル接続

を無効化する義務がある場合、1NCEは、当該モバイル接続の無効化に関し、お客様またはそのエンドユーザーに対してすべての責任を負いません。損害賠償責任は、本GTC第8条の規定に従い限定されます。

- 3.6 業務上の理由および/または技術的発展の理由により、1NCEはサービスの仕様および機能を変更し、サービス記述をそれに応じて適応させる権利を有しますが、これは、当該変更がサービスの本質的な性能特性を低下させたり損なつたりしない場合に限ります。これにより、お客様によって遵守されなければならないシステム要件の変更が生じる可能性があります。第1条および第2条は、特定の国においてローミングアクセス提供者が実施する無線アクセス技術（RAT）の変更、段階的廃止、または商業的な提供停止に対して同様に適用されるものとします。ただし、(i) 該当する国において少なくとも一つの代替RATが商業的に利用可能であること、または(ii) 1NCEがその代替手段を確保するために商業的に合理的な努力を行った場合には、これらはサービスの本質的な性能特性の実質的な低下または阻害には該当しないものとします。これによりシステム要件に変更が生じた場合、お客様はこれを遵守しなければなりません（本GTCパートB第2条を参照してください）。
- 3.7 1NCEは、影響を受けるサービスを以下の条件下で制限または停止することができますが、お客様に適用される料金の支払い義務は免除されません。
- お客様が支払いを怠った場合、事前に14日前までにテキスト形式で通知することを条件として。
  - お客様が適用される法律および規則（本GTC第.条および第10条に定められたお客様の遵守義務に関するものなど）に重大な違反があった場合、1NCEが正当な理由により例外的に契約関係を終了する権利を損なうことなしに（本GTCのパートA第.条を参照してください）。
  - サービス説明書またはサービス特約（必要な保守またはネットワークセキュリティ目的など）に定められた通り。
  - 適用される法律および規則により求められる場合、特に、管轄裁判所や規制当局からの要求に基づいて。
- 1NCEは、実務上可能な範囲で、当該サービスの制限または停止について、不当な遅滞なく、事前にお客様に通知しなければなりません。
- 3.8 その他、1NCEによる本サービスの提供は、適用されるサービス特定規約、本GTCおよび適用される法令等の規定に従うものとします。
- #### 4. 利用条件/お客様の協力義務
- 4.1 お客様は、自らの目的のため、またはお客様が第三者（エンドユーザー）に提供するIoTソリューションの不可欠な一部として、契約に従つてのみ本

サービスを使用できます。

- 4.2 お客様は、1NCEの事前の許可なく、第三者が単独で利用できるようにサービスを提供すること、またはその他の方法でサービスを第三者へ直接提供することは認められていません。特に、お客様は、使用のために提供されたIoT SIMを使用して電気通信サービス提供者として行動する権利、または第三者に移動通信サービス、交換サービス、相互接続サービスを提供する権利を有しません。
- 4.3 お客様は、電気通信およびデータ保護規制（データ処理、データセキュリティ、データ輸出に関する法律等）を含むがこれらに限定されない、それぞれの使用場所におけるお客様の本サービスの使用に適用されるすべての該当する法規を遵守しなければなりません。お客様は、サービスの利用および/またはそれに付随して1NCEが提供する製品の使用に必要な場合、当局または政府機関から必要な認可、同意、承認、許可および免許を取得する責任を負うものとします。該当する場合、お客様は、お客様のエンドユーザーおよびその他の下流関係者による前述の要件のすべての遵守を確保しなければなりません。お客様は、お客様のエンドユーザーによる前述の要件のすべての遵守を確保しなければなりません。本サービスを適用される法律に違反する悪用やその他の違法な方法で使用してはならず、また本GTCに違反して使用することはできません。特に、お客様は、違法または公序良俗に反する内容の情報を送信したり、これ閲与してはならず、また、そのお客様、代理人、下請業者および従業員にも、当該の行為を行わせないことを確保しなければなりません。
- 4.4 お客様は、サービス説明書に規定された本サービス利用のためのシステム要件を遵守し、本GTCおよびサービス説明書に定められた協力義務を遵守する義務を負います。お客様が第1条に従ったシステム要件を遵守しない場合に、特にネットワークセキュリティやネットワークの整合性に悪影響を及ぼす可能性がある場合（お客様がネットワーク非準拠の端末装置を運用する場合など）、1NCEは特に、該当するIoT SIMを遮断する権利を有するものとしますが、1NCEのその他の権利および請求権は影響を受けないものとします。お客様は、さらに、次の義務を負います。
- a) お客様に提供されたIoT SIMの紛失について、1NCEのカスタマーサービスに遅滞なく通知する。
  - b) 1NCEに対して、社名、法的形態、住所または請求書受取人の変更を遅滞なく書面（電子メールを含む）で通知するか、または第三者に代理で通知させる（本GTC第2.3条第3文後半も参照）。
  - c) 個人的なアクセスデータ（パスワードなど）の秘密を保持し、権限のない者がそれを知った可能性がある場合、過度な遅滞なく変更し、

第3.1条第c項に従い、許可されたユーザーのみによるプラットフォームへのアクセスを確保する。

- d) 本サービスに関連して使用されるすべてのお客様データについて、合理的な間隔でバックアップコピーを作成し、紛失や破損したお客様データを合理的な労力で復元できるようにする。および、
- e) 当局または裁判所からサービスに関連して1NCEあてに情報提供の要求がなされた場合には、1NCEがお客様に関して求める情報を遅滞なく提供し、特に、1NCEが該当する情報の提供依頼に応じるために必要となる文書および情報を1NCEに送付する。

- 4.5 本サービスが重要なインフラまたはその他の組織や施設を監視および/または制御するために使用される場合、お客様は、使用するデバイスで利用可能なすべての無線アクセス技術（RAT）、ネットワーク、およびペアラーの可用性を確保することが強く推奨されます。サービス中断を防止するため、お客様は、可能な限り、少なくとも1つのフルバックRATへのアクセス性を確保することが強く推奨されます。

- 4.6 お客様は、暴力団、組織犯罪グループのメンバー、組織犯罪グループに関連する企業、恐喝グループ、社会キャンペーンや政治活動を名目に犯罪活動を行うグループ、知的犯罪を専門とする犯罪グループなどの反社会的勢力に該当しないこと、並びに、これら反社会的勢力の代理人または仲介者として行動していないこと、また将来にわたっても行動しないこと、または、お客様の役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力に該当せず、また将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

## 5. 料金

- 5.1 お客様は、当事者間で合意された料金を、該当する注文で支払わなければなりません。料金は通常、以下のように定められます。

- 1NCEへの一回限りの取引に対して支払われる一時的な料金（例：IoT SIMの販売、送料など）。
- 両当事者間で合意された間隔で継続的に1NCEに支払われる定期料金（クラウドソフトウェアプラットフォームを利用可能にするための毎月の定期料金など）。
- 一定期間に使用できるサービス量（特定のIoT SIMに紐づけられた使用可能なデータ量など）に対してお客様によって前払いされるプリペイド料金。または、
- 製品またはサービスごとに、工数および時間に基づいて算定される従量課金料金。

当事者間での個別契約において別段の合意がある場合を除き、料金は注文ごとに異なる場合がある

とともに、該当する注文締結時の適用される1NCEの価格表（以下「価格表」といいます）に基づいて適用されます。

- 5.2 別途合意がない限り、お客様によるすべての支払いは、請求書受領後遅くとも14日以内に行わなければなりません。
- 5.3 1NCEは、部分的な納品を提供する義務を負いません。特に、注文されたIoT SIMの一部の有効化や発送が行われることはありません。
- 5.4 すべての料金は日本円で、適用される税金や手数料（これらもお客様が負担します）で行われます。本サービスに関する日本国外で発生する税金、課徴金、関税および類似の料金は、お客様によって負担されるものとします。これは、サービス受領者が負担すべき適用される物品・サービス税にも適用されます。日本国外に配送先がある注文の場合、輸入通関の責任はお客様が負い、配送先の国で発生する関税、税金およびその他の費用を負担しなければなりません。
- 5.5 日本円（JPY）以外の通貨で行われる銀行送金、電信送金、その他の支払い、または日本以外の金融機関を経由する国際決済には、追加料金が発生する場合があります。これには、お客様の銀行、中銀銀行、ルーティング銀行または受取銀行によって課される手数料が含まれる場合があり、SWIFT送金手数料、コルレス銀行手数料、リフティング手数料、処理手数料、為替手数料などに限られません。お客様は、これらの料金および手数料を全額負担しなければなりません。支払いは1NCEに日本円（JPY）で全額入金されなければならず、控除、相殺、銀行手数料、為替損失はありません。
- 5.6 お客様は、1NCEが主張する支払請求に対して、争いのない反対債権、または既に確定判決を得た反対債権による相殺のみ行うことができます。お客様が主張する保持権についても同様です。
- 5.7 将来の注文に適用されるものとして当事者間で合意されていない一回限りの支払い請求およびその他の料金は、注文ごとに変更される場合があります。当事者間で別途合意がない限り、これらの料金は該当注文の締結時に適用される1NCE価格表によって決定されるものとします。
- 5.8 繼続料金およびその他の料金の調整
- a) 1NCEは、複数の注文に適用されるサービスに対して、1NCEの計算基準となる総費用の変化を反映するために、継続料金やその他の料金を調整する権利を有しています。総コストの推移は、(a) 卸売製品のコスト構造の変化によって測定できます。これには、ネットワークアクセスと利用、ネットワークインフラの提供および運用（技術、特殊ネットワークアクセスおよびユー

ザー相互接続、技術サービスなど）、(b) 人件費、(c) エネルギー費、(d) その他の間接費、または(e) 公共機関が1NCEに課す税金、手数料、その他の課税が含まれます。

- b) 請求は、総費用が増加した場合のみ、a項に基づいて増額されるものとします。特定の総コストの増加は、他の分野でのコスト削減によって相殺されていない範囲でのみ、料金の増加の根拠として使用されます。
- c) さらに、料金の調整は、国際事務省（MIC）またはその他の国家規制当局の決定により命じられた範囲で、1NCEに対してであれ、1NCEの供給者や下請け業者に調整を渡すかどうかにかかわらず、常に実施されなければなりません。
- d) 本第5.8条に基づく料金の調整は、該当する契約に基づき少なくとも12か月間、該当するサービスが提供された後にのみ行われます。それ以降は、そのような調整は契約年に1回までしか行うことができません。価格調整は、発効日の少なくとも1か月前までにテキスト形式でお客様に通知されます。

5.9 上記第5.8条の規定にかかわらず、1NCEは法定付加価値税の変更時に価格を調整する権利を有し、価格が減額される場合はその義務を負います。お客様はこのような価格調整に関連して契約を解除する権利を有しません。

## 6. 契約期間/終了（契約解除）

- 6.1 本GTCのパートBに別途定めがある場合を除き、当事者間で締結される各契約には、以下の契約条件および終了（契約解除）に関する規定が適用されるものとします。
- a) 無期限の契約は、いずれの当事者も2か月前までに通知することにより、解除することができます。
- b) 最低契約期間が定められた契約は、いずれの当事者も、最低契約期間満了日の末日を最も早い解約日として、1か月前までに通知することにより、終了（契約解除）することができます。当該の終了（契約解除）の通知がなされない場合、最低期間はそれぞれ12か月延長されるものとします。ただし、いずれの当事者によって該当する延長された最低期間の終了までに2か月前までに通知することにより、終了（契約解除）する場合を除きます。
- c) 有期契約で締結された契約は、終了宣言の必要なしに、当該契約期間の満了をもって自動的に終了します。

- d) 付随サービスに関する契約は、当該付随オプションにおいて合意された通知期間（存在する場合）に従って、いずれの当事者からも終了（契約解除）することができます。または、特別の通知期間が定められていない場合は、付随サービスが必然的に基づくメインサービスに適用される通知期間に従って終了（契約解除）することができます。当該メインサービスの契約が終了した場合、付随サービスの契約も自動的に終了します。
- 6.2 1NCEは、お客様に以下の事由が生じた場合には、事前の通知なく本契約を終了（契約解除）することができます。
- お客様による本GTCの重大な違反について、1NCEが当該重大違反を通知し是正を求めてから21日以内にお客様がその違反を是正しなかった場合。
  - お客様または利用者が、管理下に入る、暫定清算、債権者との和解や調整（健全な再編を除く）、裁判所に対する支払猶予の申請や認可、任意または法的整理（ただし健全な再編目的の場合を除く）、資産の受託者任命、事業停止を行い、または他の管轄区域で類似の手続きを行った場合。
  - お客様または利用者が、当該事業の全部または実質的な部分を停止、または停止を脅かす、または停止をほのめかす場合。または、
  - お客様が本GTCの第4.6条に違反した場合。
- 6.3 未払いの料金については、契約関係の終了後も影響を受けることなく存続します。契約終了時点で存在する可能性のある未使用の割り当てに関して、お客様に対して該当するIoT SIMに関するいかなる補償も支払われません。
- 6.4 いかなる終了（契約解除）も、書面（電子メールを含む）で行うことと有効にすることができます。
7. 第三者の使用権/知的財産権
- 7.1 1NCEがサービスの範囲内でお客様にソフトウェアを提供する場合、1NCEはお客様に対し、契約期間中はソフトウェアを使用する非排他的の権利を付与します。この使用権は譲渡不可であり、本GTC、サービス説明書およびサービス固有条件に基づく制限の対象となります。ソフトウェアの追加使用権はお客様に付与されません。同様に、お客様には強制的な法律で義務付けられない限り、ソフトウェアを変更する権利は認められません。
- 7.2 上記第7.1条に定める使用権に関し、第三者の知的財産権の侵害について主張がなされ、またはその主張がなされるおそれがある場合、1NCEは、自己の裁量と費用負担により、お客様に継続使用の権利を確保し、または知的財産権侵害を防止するためにソフトウェアを変更する、もしくはソフトウェアの提供を一時的に停止することができます。

お客様によるソフトウェアの不正な改変、または本GTC、サービス概要、利用規約の規定に違反したお客様によるその他の使用に関する侵害の範囲において、お客様のいかなる請求も排除されます。

## 8. 責任

1NCEとお客様との間の契約関係から生じる、またはそれに関連する損害賠償および/または用の弁済に対する1NCEの責任は、以下の制限に従うものとします。

### 8.1 1NCEおよびお客様の責任

本GTCに明示的に定められている場合を除き、いずれの当事者も、これらのGTCの条件または本契約の履行に関して生じる間接的、付随的または結果的な損害（使用損失、利益損失、事業中断または損失、営業損失、収益損失、機会喪失による損害を含む）について、他方に対して責任を負いません。前述の責任制限および損害賠償の除外は、(1)当事者がそのような損害の発生可能性について現実に、または推認により知っていた、もしくは知り得た場合であっても、(2)請求が契約違反、保証違反、不法行為（過失を含む）、製造物責任、厳格責任その他いかなる法理に基づくものであっても、(3)本書に定める限定的救済措置が本質的目的を達成しなかったとしても、適用されるものとします。

### 8.2 1NCEのお客様補償

適用法で認められる最大限の範囲内で、お客様は、本契約上の義務の履行または不履行に関連してお客様が生じさせた、またはお客様の過失、重大な過失、故意の不正行為、詐欺、もしくは悪意によりお客様が法律を遵守しなかったことに起因または関連して引き起こされた税金、関税、手数料の未払い、お客様に起因する、および/または原因となって生じた損害を含む、あらゆる種類の請求、責任、留置権、要求、義務、訴訟、手続き、訴えその他すべての請求原因（当該損失が本補償を受ける当事者の行為の一部に起因するか否かを問いません）から生じた、または起因するすべての損失から、または損失に対し、1NCEおよびその役員、取締役、従業員、代理人および代表者を防衛し、補償し、免責するものとします。

## 9. 履行義務の制限：不可抗力/物資の入手可能性に関する留保

9.1 不可抗力により義務の履行が妨げられた場合、いずれの当事者もその義務の履行について責任を負いません。これには、予見不能で、抗しがたく、且つ、当事者の制御を超えた事象が含まれ、特に、異常気象、洪水、地滑り、地震、嵐、雷、火災、疫病、パンデミック、テロ行為、軍事的敵対行為の発生（戦争が宣言されているか否かを問いません）、暴動、爆発、ストライキその他の労働争議、破壊行為、エネルギー供給の中断、政府当局による収用等が含まれます。

9.2 1NCEの履行義務は、1NCEの供給業者が提供する製品または前受性能による適切かつ適時の供給が利用可能であることを条件とします。ただしこの場合、1NCEが当該供給者との間で適切な注意をもって内容の一致するカバー取引を締結しており、かつ不適切または遅延した供給が1NCEの過失によるものでないことを条件とします。第1条にいう製品または事前履行には、1NCEが電気通信サービスの他の供給者から調達したサービスまたは送電線、ハードウェアやソフトウェアの供給、第三者からの技術サービス（電力供給など）などが含まれますが、これらに限定されません。

## 10. 輸出管理

10.1 お客様は、欧州連合、アメリカ合衆国およびその他の現地適用法体系（以下「輸出法」と総称する）の規定を含む、制裁、禁輸および（再）輸出管理法のすべての適用規定を遵守しなければなりません。個別の配送および/またはサービスの提供は、輸出管理の制限や禁止の対象となる場合があります。

10.2 要請に応じて、お客様はサービスの意図された利用範囲および利用場所に関する情報を1NCEに提供しなければなりません。関連する他のエンドユーザーの情報も含まれます（該当するものがあれば）。お客様は、防衛関連の情報や政府規制により管理されたデータ処理や特別なデータ処理の予防措置が必要な情報を提供する前に、合理的に事前に1NCEに通知しなければなりません。

10.3 お客様は、輸出法およびそれを実施している政府の許可を除き、以下を行ってはなりません。

- a) 輸出法で禁止されている場所からサービスのダウンロード、インストール、アクセス、または利用。
- b) 輸出制裁リストに含まれている法人または自然人または組織の他の製品やサービス、またはリスト上の当事者の管理下にあるもの、または輸出制裁リストに記載されている法人または自然人または組織に対してサービス（提供された製品や情報を含む）を譲渡、再輸出、またはその他の方法で利用可能にすること。
- c) 輸出法で禁止されている目的（防衛装備、核技術、兵器関連など）でのサービス利用。
- d) 1NCE OS または 1NCE のデジタルサービス用のその他のクラウドプラットフォームにコンテンツをアップロードする場合は、当該のコンテンツが輸出規制の対象でない場合（EU では：AL=N、米国では：ECCN=N または EAR99）、および/または
- e) 本サービスのユーザーによる前述のいずれかの行為を可能にすること。

10.4 お客様は、制裁対象者でないこと、および制裁

対象者が直接的または間接的に所有または支配していないこと、または制裁対象国に所在していないこと、制裁対象者の支配下にないこと、または制裁対象国の国民もしくは居住者でないことを証明します。本条項の目的上、「制裁対象者」とは、以下の制裁リストのいずれかに記載されている個人または団体を意味します。

- a) 経済制裁措置と指定個人/団体のリスト（日本）
- b) EU の金融制裁の対象となる個人、グループおよび団体の統合リスト（以下「EU 統合リスト」といいます）。
- c) 米国が管理する特別指定国民およびブロック対象者リスト（SDN リスト）。財務省外国資産管理局（OFAC）。
- d) 英国の国王陛下財務省（HMT）が発表した金融制裁目標統合リスト、および
- e) グローバル・アフェアーズ・カナダが管理する統合カナダ自治制裁リスト。

10.5 第10条のいかなる違反も契約の重大な違反とみなされ、1NCEは契約の解除を含むがこれに限定されない適切な救済を求める権利を有します。

## 11. データ保護/機密保持

11.1 当事者は、適用される法的規定、特にプライバシーまたはデータ保護法の規定に従い、契約関係の確立および実施の文脈で、他方から移転された個人データを処理することを約束します。

11.2 また、契約関係に関連して受領側が知った相手方のその他の機密情報は厳格に機密扱いされ、無制限に第三者に開示しないことを約束します。

11.3 お客様は1NCEのプライバシーポリシーに同意しており、1NCEはプライバシーポリシーに従って個人情報を扱います。

11.4 1NCEは、支払い処理のためにStripe Payments Europe Ltd (The One Building, 1 Grand Canal Street Lower, Dublin 2, Ireland, 以下「Stripe」) を利用しています（これらのGTCの第5.1条および5.2条を参照してください）。支払いプロセスにおいてお客様から提供された（個人）データは、すべてStripeにより処理され、場合によってはStripeが直接収集することもあります。Stripeのデータ保護に関する詳細については、<https://stripe.com/de/privacy>で入手可能なStripeのプライバシーポリシーをご覧ください。

11.5 1NCEは、すべてのお客様の契約関係の実施の枠組み内で生じた使用データを匿名かつ集約した形で自社の統計目的で使用していることに留意しています。これはネットワークの容量計画の目的であると同時に、1NCEが提供するサービスの継続的な品質保証と改善のため行われます。



11.6 お客様は、本サービスの利用を通じて送信されるあらゆるデータに対して適切なセキュリティ対策を実施する責任を単独で負うことを認めます。本サービスの利用によるデータの損失や漏洩に伴う損失については、顧客が単独で責任を負います。上記にかかわらず、1NCEは、本サービスの利用を通じて送信されるデータの機密性と完全性を保護し、不正アクセスを防止するために商業的に合理的な努力を尽くします。

## 12. お知らせ

本契約に基づき通知を行う必要がある場合、当該通知は書面で行うものとし、(i) 対面で交付されたときには交付時に、(ii) 速達宅配便により発送された場合には発送日の翌営業日に、また速達宅配便の利用ができない場合には認知された国際宅配業者によるその他の迅速配達サービスにより発送された場合には発送時に、(iii) 電子メールにより送付された場合には送信された同一の営業日に、適切に行われたものとみなされ、なお「営業日」とは日本において銀行が営業している日（ただし土曜日、日曜日および祝日を除く）をいいます。

## 13. 本一般利用規約の改訂

13.1 1NCEは、法律、裁判所の判決またはその他の市場条件、特に技術的条件の変更に応じて、適切または必要に応じて、本GTCおよびサービス別規約をお客様との契約関係に含まれる範囲で変更できるものとし、その変更により履行および対価の同等性が維持されるものとします。

13.2 1NCEが本GTCに対して上記を超える修正を行う意図がある場合、1NCEは改正発効の少なくとも1か月前に書面（電子メールを含む）でお客様に通知しなければなりません。お客様は、該当する変更の発効日をもって契約関係を終了（契約解除）する権利を有します。お客様が1NCEからの修正通知を受け取ってから1か月以内に解約しない場合、該当する修正は発効時に契約の不可欠な部分となります。1NCEは修正通知において、この法的影響についてお客様に通知しなければなりません。

## 14. 最終規定

14.1 お客様は、契約または本GTCに起因する請求、権利または義務を、書面（電子メールによるものを含みます）により事前に1NCEの承諾を得た場合に限り、第三者に譲渡または移転することができます。

14.2 1NCEは、いつでも関連会社または下請け業者によってサービスの一部または全部を提供する権利を有します。ただし、この場合においても、1NCEはお客様に関する本サービスの提供について全責任を負うものとします。

14.3 更に、規制上または税務上の理由により必要な範囲において、1NCEは、当該国において本サービスを提供するために必要なライセンス、許可およ

び/または届出を有する1NCEの該当する会社に注文の全部または一部を譲渡する権利を有するものとします。1NCEはこのような譲渡を行う場合、事前にテキスト形式でお客様に通知するものとします。

14.4 本GTCのいずれかの規定が無効であれば、残りの規定は影響を受けません。無効な規定は適用される法定規定に置き換えられるものとします。

14.5 いずれかの当事者が本GTCまたは関連契約に基づく権利、権限、救済を行使しなかった場合、または行使が遅延した場合でも、その権利を放棄したことにはなりません。いかなる権利放棄も、テキスト形式でなければならず、その権利放棄がなされた特定の事例においてのみ有効とされます。

14.6 本GTCは日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）は、本GTCには適用されません。

14.7 1NCEとお客様は、本GTCおよび契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。